

年末調整や確定申告には 「国民年金保険料控除証明書」が必要です



1. 国民年金保険料は社会保険料控除の対象

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・町県民税などの社会保険料控除の対象となります。

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、今年1年間に納付（納付見込みを含む）した国民年金保険料を証明する書類の添付などが必要です。

〈問合先〉

岐阜南社会保険事務所

☎273-6161

2. 毎年11月初旬に送付

1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(ハガキ)が、社会保険庁から毎年11月初旬に送付されます。

証明内容は本年1月から10月1日までに納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です。納付忘れなどがある場合も、年内に納付すれば、今年分の控除として申告することができます。

3. 2月初旬に送付される場合

年の途中から国民年金に加入した場合や、10月2日以降に本年初めて保険料を納付するかたについては、翌年2月初旬に同様の証明書が送付されます。したがって、平成19年中に国民年金保険料を納付したかたの全員にこの証明書が送付されます。

年末調整または確定申告の手続きの際は必ずこの証明書を添付してください。

4. 国民年金保険料は世帯で連帯して納付

国民年金保険料は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主および配偶者も連帯して納付する義務があります。ご家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付したかたの所得税などの社会保険料控除の対象となりますので、年末調整などの手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。この場合は、ご家族分の証明書も申告書に添付する必要があります。



秋の火災予防

冬の到来が近づき、これからは空気も乾燥して火災の発生しやすい季節となります。

火災は皆さんの日常生活における少しの不注意で発生し、逆に少しの注意で防ぐことが出来ます。

火災を発生させない、そして未然に防ぐために次のことに注意しましょう。

【石油暖房器具】

1. 給油時は必ず火を消して、カートリッジタンクのふたはしっかり閉めること。

2. 石油ストーブの周りや上には物を置かない。カーテンの近くでは使用しない。

日常生活でこれらのことに注意することが、あなたの家、そして家族を守ることに繋がります。

【天ぷら油】

1. 油を使用している時は、その場から決して離れない。

2. 離れる時は、炎を必ず消す。



羽島郡広域連合
☎388-1195